

証人尋問・原告本人尋問決定！

昨年11月の第15回の口頭弁論で主張を終え、いよいよ証人尋問と原告本人尋問の日程が決まりました。証人尋問は、4月22日、憲法学者の飯島滋明さん、ジャーナリストの布施祐仁さん、参議院議員の小西裕之さんと原告1名、6月15日に12名の原告本人尋問です。

小西裕之議員には、現役の国会議員として、安保法制の不正な立法過程を証言していただきます。布施祐仁さんには、南スーダンの日報隠蔽問題で明らかになったことや憲法9条のもとでの自衛隊の装備・訓練・活動の実態の変貌を証言していただきます。飯島滋明さんには、安保法制での集団的自衛権の違憲性や、愛知の原告の平和的生存権などの人権侵害の根拠を憲法学的に証言していただきます。

安保法制の成立と運用の開始から5年を迎えようとしています。この間、中国脅威論や台湾海峡の危機、朝鮮脅威などを背景に、アメリカのみならず、オーストラリアやインドなど多国間の準同盟が飛躍的に進みました。南西諸島への自衛隊配備も進み、台湾有事を想定して日米の共同作戦計画も明らかになりました。実質的な敵基地攻撃が可能な兵器や訓練も多くは私たちに知らされないまま進み、岸田政権は明文改憲をめざしています。証人尋問で、安保法制の違憲性を明確にし、原告本人尋問で私たちの平和的生存権や人格権などの権利が侵害されている事実を明らかにしていきましょう。

多くの方の、傍聴をお願いします。

尚、今後、新型コロナの影響で裁判の予期せぬ変更があった場合、メールなどで連絡を差し上げます。ホームページなどもご参照ください。よろしくお願いたします。



 4月22日(金)

4.22証人尋問

飯島滋明さん(名古屋学院大学教授)
布施祐仁さん(ジャーナリスト)
小西裕之さん(参議院議員)
※裁判は入替制にし、待機場所を用意します。

12:30 集合 名古屋地裁南側
13:30 開廷 名古屋地裁1号法廷
17:15 報告集会 弁護士会館予定

 6月15日(水)

6.15原告本人尋問

10:00~17:00

※裁判は入替制にします。
詳細は改めて案内します。

 2月14日(月)

第11回 裁判前学習会

「安保法制成立後
拡大する自衛隊の訓練の実態」
青木有加弁護士

18:30~20:30 参加費500円
イーブルなごや 視聴覚室

弁護団意見陳述の狙い



安保法制成立後 拡大する自衛隊の訓練の実態 青木有加弁護士(第25準備書面)

はじめに

安保法制により、集団的自衛権の行使が可能となり、自衛隊の活動範囲が拡大した。現在、自衛隊の活動は憲法の枠を逸脱し、より実戦的なものとなっている。

米軍をはじめとする他国軍との訓練

安保法制の成立後、これまでになかった軍事演習が行われている。

自衛隊の活動地域は、グアム、北マリアナ諸島、テニアン島をはじめインド、インドネシア、シンガポール、スリランカ、フィリピンに及んでいる。また共同訓練国はアメリカ軍だけでなく、インド軍、フランス軍、オーストラリア軍、イギリス軍、オランダ軍、カナダ軍と広がっている。

その訓練内容は米軍機からのパラシュート降下訓練、無人島における上陸戦闘訓練、銃による戦闘訓練、さらに空母型護衛艦による対潜水艦訓練、米軍ヘリコプターの離発着訓練など自衛の域を超えたものである。

2018年にはアメリカ副大統領が中国を激しく批判する演説を行い。これに呼応するように、自衛隊は空母型護衛艦「かが」、護衛艦「いなづま」、「すずつき」の3隻を2ヶ月以上に渡り南シナ海へ派遣した。明らかに中国を牽制したのである。この時、中国外務省は「現在、南シナ海的情勢は安定に向かっている。域外の関係国は慎重に行動し、地域の平和と安定を損なわないよう求める」と表明した。

2021年には自衛隊は5か国共同訓練Pacific Crown21-3に参加した。これに対し、中国外務省報道官は「武力をひけらかすやり方は建設的ではない。関係する国々にはアジア太平洋地域の平和と安定のために建設的な役割を果たし、その逆にならないことを望む。」と述べた。

この時、空母「クイーン・エリザベス」は横須賀

基地に寄港し、岸防衛大臣は艦上で臨時記者会見を行い、日英防衛協力をアピールした。

岸防衛大臣の行動は、直前に行われた共同訓練の内容と相まって、日本と近接する中国との緊張を高める行為であり、それ自体日本国憲法の前文2段、第9条に反する行為である。

自衛隊自体の変化

2016年、PKO活動の「宿営地の共同防護」の訓練が行われた。「水を寄せ」と訴える群衆が宿営地に押しかけ、見張り台では緊張が走り、機関銃を持った人が群衆に近づくとこの場面で訓練は終わった。

2021年、陸上自衛隊は約30年ぶりに全部隊を対象とした実働演習を行った。この時、負傷した隊員に応急手当を施し、けがの深刻度に応じて、治療後に戦場に戻すか、病院に搬送されて専門的な治療を受けるか決めるという実戦的訓練が行われている。

2001年、アメリカ原子力空母「キティホーク」を海上自衛隊の護衛艦が護衛した。当時この空母の艦載機がアフガニスタンを空爆した。安保法制が集団自衛権に法的根拠を与える結果となってしまった。

情報公開について、2018年防衛省の記者クラブに「お知らせ」と書かれた紙1枚が配布された。そこには米艦艇、米航空機の防護は「共同訓練」のそれぞれ「1件」と記載されているのみであった。記者が内容について問い合わせても「答えられない」の1点張りであった。

違憲判断の必要性

武力行使をする他国の艦艇を自衛官が防護すれば、日本国憲法9条1項が禁ずる武力行使である。また、自衛官が他国に対し武器を使用したならば、日本国憲法9条1項が禁ずる武力行使に発展する行為である。司法が違憲の判断をしてこれ

を食い止めなければ、日本が戦争の当事国となる危険性が極めて高い。さらに、情報公開は全く不十分で、知らない間に日本が戦争に加担し、戦争に巻き込まれ、国民が被害を受けることになる。



「中国脅威論」「北朝鮮脅威論」を検証する

中谷雄二弁護士(第26準備書面)

1 現時点での裁判官説得の焦点は何か？

この準備書面を書いたのは、裁判官に違憲判決を書く気になってもらうために、現在の危険性を知らせることが必要と思います。しかも、その危険性の原因が日本の政府の方針にあることを確信し、司法が違憲判決を書く以外にないと思ってもらう必要があります。

今、しきりに敵基地攻撃能力の保有や南西諸島のミサイル基地配備などの議論がされ、北朝鮮のミサイル発射がテレビや新聞で大きく扱われています。この状況で戦争の危険性のみをいうだけでは、武力に備えるために武力が必要ではないかという発想を招きかねません。そこで、危険な状況を生み出している原因はなにかを明らかにする必要があると考えたからです。取りざたされている中国脅威論や北朝鮮脅威論は本当の脅威か。仮に脅威があるとしても、それはどのようにして生み出されたのか。歴史や国際法的な観点からも検証する必要があると考えました。それと同時に政府が前提としている抑止力論は正しいのかということを検証しようと思いました。これまでに、この裁判では、安保法制が如何に憲法9条に反するか、安保法制の前後で進められてきた戦争する国づくりの法制が整備されてきたこと、すでに装備や訓練では欧米との共同での戦争が想定されていることなど、専守防衛論から遙かかけ離れた実態にあることを準備書面や書証で明らかにしました。

証人尋問を前にして現時点において裁判官が影響されるであろうことにどう切り込むかというのを課題としました。

2 何を主張したのか？

北朝鮮脅威論や中国脅威論の実態とは、「脅威」は相手国にあるのではなく、米国とそれに従

世論の批判が広まり、国会の構成が変わり、安保法制を廃止するまで待っていては手遅れであろう。裁判所が、安保法制は日本国憲法9条に違反していると明確に判断する必要性は極めて高い。

属する日本の軍事力強化こそが中国や北朝鮮の軍事的な行動を誘発しています。アメリカ政府の要人が中国の軍事的な動きについて受動的な動きであると認めています。しかし、それは一般国民にも知られていません。裁判官にも知られていないと考えた方がよいでしょう。積極的に中国や北朝鮮の側が侵略行動にでる危険性があるかという点を検証しました。すると、喧伝されている中国軍機の台湾防空識別圏が領海や領空とは異なり、各国が勝手に決めるものであり、他国領域まで防空識別圏とできること、侵入したとされている中国軍機はその防空識別圏の端を往復しているだけで、イメージするような台湾の領空に数多くの中国軍機が押し寄せているわけではありません。しかもいずれも米軍艦が台湾海峡を通過するなどの軍事的な示威行動を行ったことに対する抗議行動です。保有する核兵器の数も米国と中国、北朝鮮には圧倒的な格差があり、中国・北朝鮮が米国と全面核戦争をしかけようとする筈がなく、防衛的受動的な軍事力としか考えられません。米中関係が正常化した以降、中国は台湾の平和統一を掲げ、日本も日中国交回復の際、中国の台湾の領有について理解し、平和統一を認める日中共同宣言を締結しています。これらを見無視して、中国・北朝鮮の脅威のみを強調するのは、日本の軍事力強化の口実とするためとしか考えられません。しかも、軍事学の常識として、軍事的抑止力が効果を発揮する場合というのは、軍事力を強化するだけではだめで、相手国との信頼関係の構築がなければならぬが、日本の場合、信頼構築が全くなされておらず、軍事的に見ても抑止力が働く前提が欠けています。軍事的な行動よりも中村哲さんがアフガニスタンで行ったことをみれば、日本にとって必要な行動は軍事力の強化ではないことが明らかです。

原告意見陳述に臨む

戦争を語り継ぐ最後の世代として

原告 山本晃子さん



陳述書を作っていて改めて感じていることは、戦争を生き抜いた方々への思いと、憲法を守りいかされる社会であってほしいということです。私は、一人っ子だったこと

もあり、親や大人がする話をよく聞いている子どもでした。そのせいか、祖母たちがどんな思いで戦争を生き抜いたのか、市井の人々にとって戦争とはなんだったのか、身近に感じていました。一方で、祖父は父に対してほとんど戦争の話をしたがらなかったとも聞いています。父が「もっと親父に聞いてみたかった」とぼやいていたのを聞いたことがあります。今回、陳述書作成にあたって、祖父母の話や話を聞いてきた時の状況などを思いだすにつれ、祖父母にとってやはり戦争とは辛く厳しく、できれば話をしたり思い出したりし

たくないものなのだったのだと感じるようになりました。それらの戦争体験を断片的でも直接聞いたのは貴重な事だったし、私たちは最後の世代なのだ実感しました。

いま、戦争は遠い過去のものとなりつつあります。テレビやネットで流れる戦争は遠い国の出来事で私たちの生活にはつながってないかのように感じます。一方で「台湾有事だ」「中国は脅威だ」といって、軍事力を高めようという動きが強まっています。11月17日の法廷で示されたDVDでもあったように、軍事的緊張が極限まで高まった先に戦争があり、どんなに美辞麗句を並べても、結局、被害者・加害者となるのは一般市民であることは、今も昔も変わらない。日本は平和憲法で、この負の連鎖を放棄したはずなのに、実質改憲への道を進んでしまっている。戦争を生き抜いた祖父母たちも、現在の国際社会も裏切ることになっている気がしています。

憲法を守り、実質改憲を許さない状況を作り出すためにも、この裁判で安保法制の違憲性を明らかにしたいです。

報告集会

裁判の後、桜華会館で報告集会がありました。コロナ対策のため間隔をあけて用意された椅子はほぼ満席でした。

はじめに松本篤周弁護士より、証人尋問と原告本人尋問が実現したことが報告されました。

次に原告意見陳述をした山本晃子さん、そして青木有加弁護士、中谷雄二弁護士の順に発言がありました。山本晃子さんの発言を下記に紹介します。

山本晃子さん

思っていたことを言うことができ、本当に良い機会でした。途中、感情がこみ上げ言葉に詰まってしまいましたが、最後まで陳述できました。

上映されたDVDは衝撃的で直視できませんでした。私は憲法に対する思いがとても大きいと思



います。憲法が危機にあるなか、不断の努力を子供らに見せたいと思います。今日のこうした集まりで、多くの仲間がいることを確認でき、励ましになります。

青木弁護士からは自衛隊の訓練が日々常態化していること、また中谷弁護士からは台湾海峡危機や北朝鮮脅威論がマスコミにより必要以上に拡大され報じられていることに対する危機感が主張されました。

特に中谷弁護士の「裁判官に違憲判決を書かせるためにやっている」という発言は印象的でした。

クローズアップ弁護団

どんな思いで参加していますか？



内河 恵一 弁護士

プロフィール

1938年、浜松市生まれ。1970年、弁護士開業。
四日市公害事件、新幹線公害事件、野宿労働者の生活保護事件、朝鮮女子勤労挺身隊事件、自衛隊イラク派兵差し止め事件、安全保障法制違憲訴訟、沖縄高江・愛知県機動隊派遣違憲法訴訟などに関わる。あいち九条の会代表世話人、日朝教育・文化交流をすすめる愛知の会会長、強制労働被害者補償立法をめざす日韓共同行動代表。

昭和20年2月、米軍B29の編隊が浜松の空を覆い、焼夷弾を雨あられのごとく降らせた。正に物量作戦である。浜松には航空隊があったはずであるが、手も足も出せなかった。家の前に深く掘った防空壕に母と中学生の姉、3歳の弟、6歳の私の4人が身を寄せていた。父は町内警備の役目で外に出ていた。突然、焼夷弾が防空壕の避難口から飛び込み炸裂した。母が貴重品袋を抱え、弟の手を取り、姉と私は母を追って防空壕から飛び出た。しかし、空から降り注ぐ焼夷弾に動くに動けず、燃え盛るわが家の軒下に佇む以外になかった。母が東の空に向かって必死に合掌していた姿を未だ鮮明に記憶している。敗戦の日、「これで戦争に行かなくても良くなった」、との安堵の思いを抱いたのは私だけではなかったはずである。

戦争は駄目！

人類の歴史を「闘争の歴史」と見る人がいる。しかし、人類は争うことよりも何十倍も何百倍も平和を愛する存在であることを確信している。一部の争いにより、平和が水泡に帰すことがないわけではない。しかし、それでも人間は、平和を愛する、誇るべき歴史を併せ持っている。

確かに「平和への道」は難関である。しかし、戦争をやって命を失わないことはもっと難しい。同じ難しいことなら、戦争準備のために力とお金を注ぐのではなく、「平和への道」を歩むために、遮二無二努力すべきである。私どもが、安保法制違憲訴訟に参加したのもこれが理由である。

我々の周囲に目を向けるだけでも、そこに見るものは圧倒的に平和な状態である。仮に個々人は多様な存在であり、中には性格の荒い人もいるが、それでも人間というもの、なんとか自分を取り巻く人間関係を円満に納めたいという思いに溢れている。私はそれを信じる。

戦争の結末は、すべてを失った焼け野原である。憲法9条を思うとき、焼け野原の景色を見た者も見ない者も、すべて日本人はこの「焼け野原」を心に描くべきである。焼け野原への道は絶対に歩むべきではない。



「裁判官の独立と安保法制違憲判決を求める緊急要請」への賛同署名運動 安保法制違憲訴訟の会あいち・事務局

愛知など全国の市民約7700人は、2016年から22の裁判所で、安保法制は憲法違反であり、平和的生存権などを侵害しているとして国を相手に25の裁判を行っています。

しかし、これまで出された判決は、全て国の主張を追認して、憲法判断を避け、原告の訴えを退けました。裁判所は、原告の主張と立証に正面から向き合わず、判で押したような似た判断をくりかえしています。

本来であれば憲法の番人・個人の尊厳と人権を守る最後の砦として、裁判所が政府や国会の過ちを正すべきですが、その役割を果たそうとしていません。この事態を放置すれば、安保法制のもとで政府と国会は暴走し、再び戦争への道を突き進みかねません。これを阻止するためには、三権分立のもと司法の独立を活かして立憲主義を取り戻す必要があります。すなわち憲法と法律にのみ拘束される裁判官ひとりひとりが良心に従って、政治部門に遠慮することなく判断をすることが

必要です。

このようなことから、安保法制違憲訴訟全国ネットワーク(代表:寺井一弘弁護士。愛知県からは松本篤周弁護士が参加)は、昨年8月15日付で、各裁判所に対して、裁判官の独立と安保法制違憲判決を求める緊急要請をすることとし、その賛同署名を呼びかけています。

私たちも、同封の署名用紙を使って署名運動を積極的に進めることを呼びかけます。

目標は全国で100万人、署名用紙の次回集約は2022年2月末で、最終集約は6月17日(金)(全国的には6月末)です。名古屋法律事務所気付「安保法制違憲訴訟の会あいち事務局」に送って下さい。

ネット署名と紙の署名用紙はこちら(安保法制違憲訴訟の会HP)

<https://anpoiken.jp/signature/>
重複のないようお願いします。

1月13日現在
全国で17760筆!



安保法制違憲訴訟の全国状況の感想

安保法制は違憲！判決を勝ち取るためにつなごう！

2016年9月19日、強行採決によって成立した安保法制について、全国22の地域、25の裁判が原告7699名で取り組まれて5年が経ちます。この間、地裁判決は16か所、大阪、沖縄、札幌の3か所で高裁判決が出て裁判を終結しています。

残念ながら、派兵差し止めについては「却下」、損害賠償については「棄却」、内容はいずれも判で押したようなものです。各裁判の原告は、安保法制の成立で平和的生存権、人格権が侵害されたと主張（一部裁判では憲法改正・決定権の侵害も）しているが、平和的生存権は法律上保護された具体的な権利ではないとし、人格権についても憲法上の権利は認めつつ、原告が主張する精神的な苦痛等は抽象的なもので具体的な危険が発生しておらず、法的に保護された権利ないし法的利益が侵害されたとはいえないとしています。そして具体的な権利侵害がないとして憲法判断には踏み込んではいません。

平和的生存権の裁判での変遷は、第8回口頭弁論の中谷雄二弁護士の準備書面に詳細に主張しています。2008年のイラク派兵差止訴訟の高裁判決では「戦争と軍備および戦争準備によって破壊されたり侵害ないし抑制されることなく、恐怖と欠乏を免かれて平和のうちに生存し、またそのように平和な国と世界をつくり出してゆくことのできる核時代の自然権的本質をもつ基本的人権であり、憲法前文、とくに第9条および第13条、また第3章諸条項が複合して保障している憲法上の基本的人権の総体である」と憲法に規定されている平和的生存権を認めています。安保法制違憲訴訟の一連の判決は、歴史的に積み上げられてきた平和的生存権の具体的な権利性を一顧だにしない、裁判所（裁判官）の劣化と言わざるを得ません。

安保法制成立後、自衛隊は南スーダンへのPKO派遣され、駆け付け警護と宿営地の共同防護などの任務に就き、廃棄されたとされていた日報には、「戦車や迫撃砲を使用した激しい戦闘」がおこなわれたことが明らかにされ、今も南スーダンには司令部要員が派遣されています。ジブチを拠点に海賊

対処として航空自衛隊が派遣され、シナイ半島の多国籍監視軍(MFO)には、「国際連携平和安全活動」にもとづき司令部要員が派遣されています。

そして、「中国脅威論」「台湾危機」などを理由に、自衛隊の装備強化や南西諸島へのミサイル基地配備、多国間の共同訓練なども頻繁に行われています。2022年1月には、オーストラリアと「日豪円滑化協定」に署名したほか、イギリス、オーストラリア、カナダ、フランス、インドとACSA(物品役務相互提供協定)を結び、多国間の同盟強化が進んでいます。岸田政権は、「敵基地攻撃能力」の保有、明文改憲も公言しています。憲法前文、9条1項・2項違反の現実が着々と進んでおり、私たちの平和に生きる権利が侵害されていることは明らかです。

裁判所(裁判長)に、認めさせるには私たちの被害の実態を原告一人一人の陳述書で明らかにすることだと思えます。まだの方はぜひ陳述書を提出してください。そして、各地の原告が繋がり運動を大きくしていくことだと思えます。各地の原告は、それぞれ創意工夫をして裁判勝訴に向け活動していますが、昨年からは全国の原告はつながり始めています。毎月1回、安保法制が施行された29日にオンライン集会を持ち、1月27日は、東京・埼玉など首都圏のグループが中心になり、石川健治さんの講演会を持ちました。いよいよ愛知の裁判も佳境に入ります。違憲判決を勝ち取るために一緒に頑張りましょう。(M.Yamamoto)

2022年 全国の口頭弁論の予定 (2022/1/17現在)

1月18日	鹿児島	第14回 鹿児島地裁 *結審
1月20日	大分	第18回 大分地裁 *結審
1月21日	高知差戻し	第5回 高知地裁
1月24日	釧路	第2回 札幌高裁
1月28日	女の会	第16回 東京地裁
2月3日	埼玉	第1回 東京高裁
2月3日	長崎	第1回 福岡高裁
2月4日	東京国賠	第6回 東京高裁 *結審
2月9日	福岡差止	第1回 福岡高裁
2月18日	高知差戻し	第6回 高知地裁
2月22日	福島	第19回 福島地裁いわき支部 *判決
2月22日	東京差止	第4回 東京高裁
2月22日	長野	第1回 東京高裁
2月25日	山梨	第2回 東京高裁
3月9日	宮崎	第2回 福岡高裁
3月17日	神奈川	第16回 横浜地裁 *判決
3月17日	群馬	第3回 東京高裁 *証人尋問(青井未帆氏)
3月18日	高知差戻し	第7回 高知地裁
3月23日	岡山	第14回 岡山地裁 *判決
4月15日	福岡国賠	第20回 福岡地裁 *判決
4月22日	愛知	第16回 証人尋問(飯島滋明氏、小西洋之氏、布施祐仁氏)
6月14日	愛知	第17回 名古屋地裁 *原告本人尋問



選挙結果を受けた改憲の動き

丹羽淳

衆議院の改憲勢力は約四分の三となった

事前の予想に反し、衆議院選挙は立憲野党にとって大変厳しい結果となりました。与党である自公に維新の会と国民民主党を加えると345議席となり、これは衆議院議席数の約四分の三となります。開票から一夜明けた11月1日、岸田文雄首相は「党是である憲法改正を積極的に進めたい」と発言しました。2日には維新の松井一郎代表(大阪市長)が、改憲が夏の参議院選の「大きなテーマになる」と語り、憲法改正案を国会でまとめ参院選と国民投票を同時に実施すべきという考えを示しました。

さらに国民民主党の玉木雄一郎代表は7日のフジテレビ「日曜報道THE PRIME」で改憲に積極姿勢を示し「自民党は本当にやる気があるのか」「憲法審査会は毎週開いたらいい」などと述べています。

12月6日、岸田首相は所信表明において「まず重要なことは、国会での議論です。…並行して、国民理解のさらなる深化が大事です。…現行憲法が今の時代にふさわしいものであり続けているかどうか、われわれ国会議員が、広く国民の議論を喚起していこうではありませんか。」と控えめな表現をしていますが、決して油断はできません。

憲法改正は「ナチスに学べ」という麻生前副総理の言葉通り、国民の知らないところで、いつの間にか気が付いたら憲法が変わってしまっていたことにしようとするのが彼らのねらいなのです。改憲を選挙の争点にしないのが彼らの「手口」です。

コロナ禍のなか中国・北朝鮮脅威論がまかり通り、人々はどうしても早急な結論と具体的な答えを求めがちです。しかし、憲法をどのようなものにするかは、主権者として国民が決めるべきことであり、そこには私たちの対話と熟議が欠かせません。

改憲NOのための対話をしよう

戦後日本国民は平和国家として歩む決意をしました。ところが1950年の朝鮮戦争を機にGHQの指

令により警察予備隊が創設され、1952年に保安隊、1954年に自衛隊と変遷します。つまり、自衛隊はその始まりからアメリカの要請によって作られたのです。そして、私たちがこの裁判によって明らかにしたことは、戦後70年間、自衛隊は一貫してアメリカの要請に答えてきたという事実です。冷戦が終わり覇権を失いつつあるアメリカは、いまその軍事的役割の片棒を日本に担がせようとしているのです。

これに対し、私たちは憲法前文にあるように「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼し、われらの安全と生存を保持しようと決意し」、その決意を後世に伝え残そうと裁判を闘っています。第1回口頭弁論において青山弁護士が主張したように、平和憲法は戦争の甚大な犠牲に対する深い反省の上に制定されたものです。しかし、もし朝鮮戦争がもう少し早く始まっていたならば、平和憲法はなかったかもしれません。

つまり平和憲法の成立は歴史的必然に見えますが、歴史のあの瞬間にしか成立できなかった、まさに奇跡なのです。

では、信頼に基づく平和への決意とは、いったいどのようなものなのでしょう。私が思うに、それは話し合うことです。私たちにできることは対話であり、対話こそ私たちにできるすべてです。そして、この対話をするということが実は大変難しいのです。

憲法第97条には、基本的人権は「過去幾多の試練に堪へ」と書かれています。「試練」は過去だけのものではありません。私たちはいま「試練」のなかにいます。

グローバル化により経済と戦争の国境がなくなりテロが多発するなか、日本では中国、北朝鮮脅威論が高らかに報道されています。そんななか日本は戦争への歩みをはじめてしまいました。

今ここで奇跡の宝である平和憲法を手放すわけにはいかないのです。



改めて、2015年以降の日本の加速する軍事国家化に背筋が凍る思いがした。1991年に湾岸戦争訴訟の原告となって以来30年、確実に平和が壊れていっている…市民の不断の努力にもかかわらず。

西谷さんのDVDを見て、イラクへの自衛隊派兵に反対する運動と裁判の頃を思い出した。あの時、自衛隊は9条1項違反を行ったが、それでも集団的自衛権行使を否定している政府見解を意識し、戦闘の前面には立たずに済んだ。この歯止めが外された今が怖い。

原告 近藤ゆり子さん

朝鮮戦争の終戦宣言は「時期尚早」か？とんでもない！時期尚早な終戦など世界史上どこにも存在しない。岸田政権は、終戦は「時期尚早」と公言してはばからない。彼らは安全保障環境が厳しさを増しているといい、中国や朝鮮の脅威を言う。しかし、実際は岸田政権こそが脅威の源なのではないか。つまり周辺諸国の脅威とは岸田政権の内面(下心)を「周辺」に「投影」させたものです。心理学でいう防衛機制です。

原告 寺田誠知さん

山本晃子さんのお話には感動しました。子どもたちへの思いと願いが伝わってきました。日本国憲法をご自分の言葉で語られたことに感銘を受けました。戦争に巻き込まれるために、戦場に送るために子どもを育てているのではないという山本さんの言葉は響きました。

原告 石原潔さん

すべての証人採用素晴らしい。裁判所も真面目に向き合う姿勢を示したのではないかと思います。

中谷弁護士の解説も素晴らしい。「平和的生存権の確立のために裁判をやっているのではない。裁判官の気持ちを動かし、安保法制は憲法9条違反であるという違憲判決を出させるために裁判をしている」…わかるような、わからないような。だけど判る。

岡田夫佐子さん

山本さんのお話、祖父、祖母、学び、憲法との出会いなど、子育てもまじえ、加害者にも被害者にもなる戦争は御免だという気持ちが、ご本人のこみ上げる思いと一緒に、良く伝わってきました。

3人の裁判官の心に届くと良いと思います。

原告 三品小夜子さん

重要

未提出の方へ



原告陳述書提出のお願い

弁護団は原告の陳述書の完成版(署名・捺印入)を4月に裁判所へ提出予定です。一人でも多くの原告のみなさまの陳述書を裁判所へ提出できるよう、現在原告のみなさまへの声掛けを行っています。

まだ陳述書を未提出の方はご協力をお願いします。不明な点をご相談ください。



会費とカンパのお願い

2022年会費の入金をお願いします。

ゆうちょ銀行

振込先 加入者名: 安保訴訟あいち

郵便振替口座: 00850-2-217427

☆同封した振込用紙をご利用ください。

2021年会計報告

2021年1月~12月

19年度繰越金	163,336円
入金の一部	1,115,330円
原告年会費	609,000円 (162名分)
サポーター年会費	220,000円 (110名分)
参加費	29,500円
カンパ(びわ等を含む)	234,530円
DVD等売り上げ	22,300円
出金の一部	364,619円
事務印刷費	43,080円
<small>(案内・チラシなどセンターでの印刷・コピー、事務用品など)</small>	
事業費 1	66,600円
<small>(公判前集会の会場費・備品代、物品購入、賛同費、講師謝礼など)</small>	
事業費 2	108,720円
<small>(会報・要請はがき等、事業者印刷費など)</small>	
郵便通信費	143,399円
<small>(郵便・切手代、ヤマトメール便費用など)</small>	
弁護団経費	0円
<small>(コピー代、会議費用実費のみ前渡金、費用としては支払っていません)</small>	
雑費	2,820円
残高	914,047円

会計監査報告

提出された帳簿・領収書等を精査した結果、上記報告は、正確に記載され、相違ないと認めます。

2022年1月20日

会計監査

水野 桂



安保法制違憲訴訟の会あいち

〒453-0014 名古屋市中村区則武1-10-6

側島第一ノリタケビル2階 名古屋法律事務所

080-4521-5252

<https://anpoiken-aichi.jimdofree.com/>

w.soshou.aichi@gmail.com

<https://www.facebook.com/anpoiken.aichi>